

下請代金支払遅延等防止法(下請法)

令和7年1月31日

(公財)建設業適正取引推進機構

遠藤 孝史

1. 適切な価格転嫁と独占禁止法、下請法 p 1
2. 建設業に関する下請取引の規制 p 3
3. 独占禁止法と下請法の関係 p 5
4. 独占禁止法における優越的地位の濫用規制 . . . p 6~
5. 下請法 p10~

1. 適切な価格転嫁と独占禁止法、下請法

3

中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化

適切な価格転嫁の実現に向けた取組



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

(1) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月）

<指針の内容>

- ✓取組方針を経営トップまで上げて決定
- ✓発注者側からの定期的な協議の実施
- ✓価格交渉の際、公表資料を用いること

等

- 周知徹底**（全国8ブロックでの説明会、「地方版政労使会議」の機会の活用等）
- 指針の実施状況について**フォローアップのための特別調査を実施**
- 独占禁止法、下請法に基づく厳正な対処**

(2) 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和6年5月開始）

- 労務費転嫁指針の取組状況をフォローアップ**
(指針に沿った事業活動の状況について、12の行動指針ごとに把握)
- 令和5年度に行った注意喚起文書の送付(8,175名)や事業者名の公表(10名)の対象になった事業者の取組状況をフォローアップ
- 11万名を超える事業者**を対象に実施
- コストに占める労務費の割合が高い、労務費の転嫁率が低いといった、**特に対応が必要な業種**に対して重点的に調査票を送付
- 令和6年内を目途に調査結果を取りまとめ
- 労務費の転嫁を妨げていることが疑われる事案などについては、立入調査を実施
- 調査結果を踏まえた事業者名の公表については、令和5年11月に公表した方針※の下で、個別調査を実施
- 下請法運用基準（令和6年5月改正）、独占禁止法Q & Aの考え方にに基づき、独占禁止法や下請法に違反する事案について、引き続き厳正に対処

※ 相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表

独禁法、下請法上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

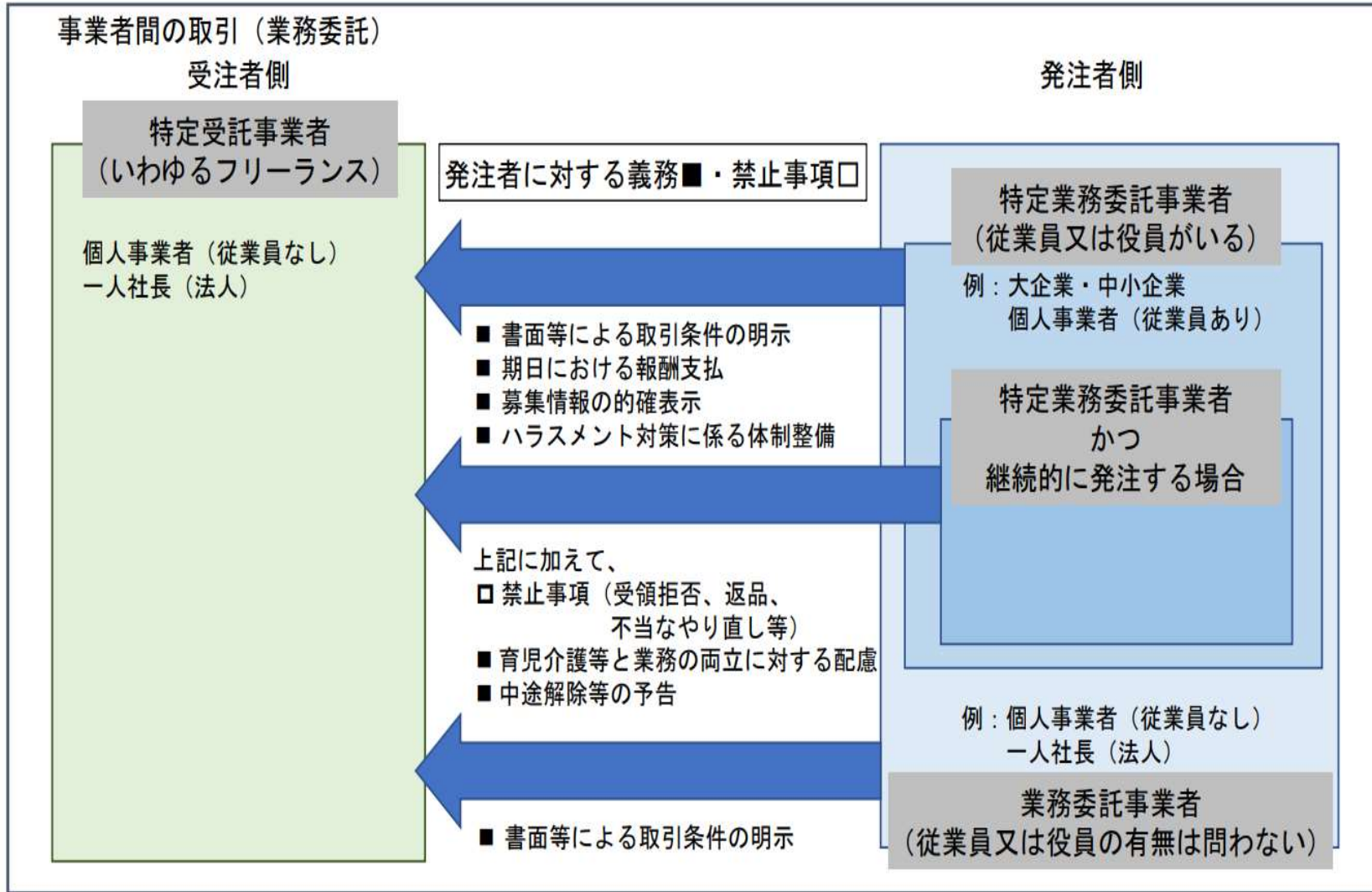
※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。

（公取委公表資料から抜粋）

2. 建設業に関する下請取引の規制

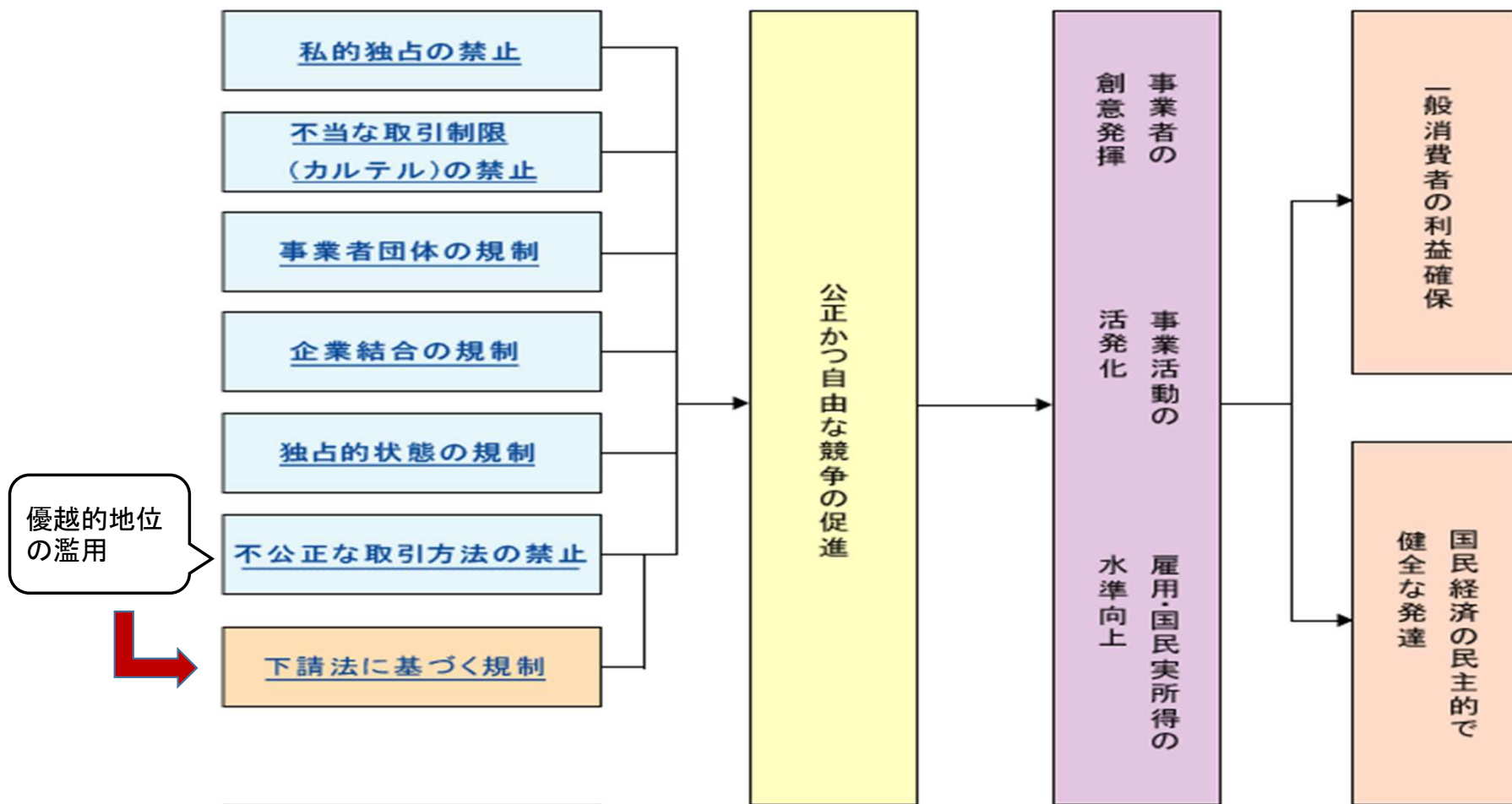
- ① 建設工事の下請 ⇒ 建設業法
- ② 工事下請以外の設計図面の作成委託など ⇒ 下請法
* 資本金及び取引内容の2つの要件を満たすものが対象
- ③ その他取引全般 ⇒ 独占禁止法(優越的地位の濫用)
- ④ フリーランスとの取引 ⇒ フリーランス法(令和6年11月1日施行)

フリーランス法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律;令和6年11月1日施行)



(公取委公表資料)

3. 独占禁止法と下請法の関係



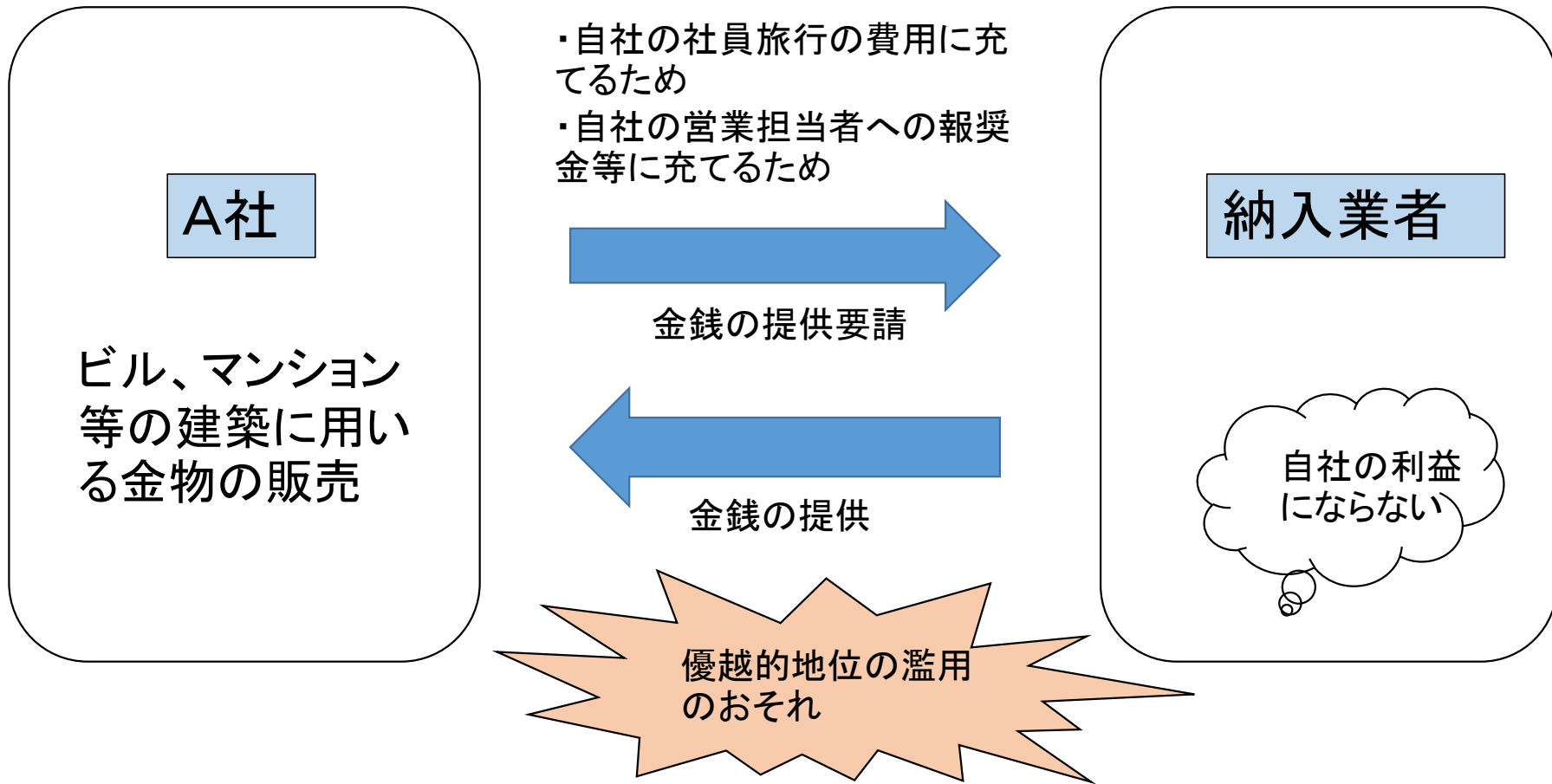
(公取委資料に加筆)

4. 独占禁止法における優越的地位の濫用規制

- 不公正な取引方法の一類型
課徴金の対象
- 自己の取引上の地位が取引の相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与えること
 - ・優越的地位
相手方にとって取引の継続が困難になると事業経営上大きな支障を来すため、著しく不当な要請等であっても受け入れざるを得ないような場合
 - ・正常な商慣習に照らして不当に
公正な競争を阻害するおそれがある場合
 - ・濫用行為
購入・利用強制、協賛金等の負担要請、従業員等の派遣要請、受領拒否、返品、支払遅延、対価の一方的決定、やり直しの要請など

優越的地位の濫用に係る警告事例(令和元年)

・A社に警告



荷主と物流業者の取引に関する調査

荷主と物流業者との取引に関する調査の結果、独占禁止法上の問題(優越的地位の濫用)につながるおそれがあった荷主に対し、注意喚起の文書が送付されている。

令和3年度	641名(うち総合工事業者21名)	* <u>荷主に対する立入検査</u>	19名	
4年度	777名(同)	20名	同	101名
5年度	573名(同)	11名	同	121名

➤ 支払遅延

・自社が取引先から代金を収受するのが遅れたことを理由に、物流事業者への支払を遅らせた。(総合工事業者)

➤ 代金の減額

・物流事業者に対し、毎月の支払代金に1万円未満の端数があった場合、当該端数を切り捨てて支払っていた。(総合工事業者)

➤ 買ったたき

・荷主は、物流事業者からの契約金額の交渉の要望を門前払いし、最初(40~50年前)に契約した金額を継続して据え置いている。(設備工事業者)

➤ 不当な給付内容の変更

・荷主は、物流事業者に対し、運送を行うこととされていた当日の朝に運送委託をキャンセルしたが、突然のキャンセルに伴い物流事業者が負担した費用を支払わなかった。(総合工事業者)

(令和4年5月25日、5年6月1日及び6年6月7日公取委公表資料を基に作成)

警備業者との取引に関する調査

警備業者との取引に関する実態調査において、優越的地位の濫用規制又は下請法の問題となり得る行為をした取引先の約70%が建設業者 ⇒関係団体に取組を要請

- 最も多かった行為は、不当な給付内容の変更
 - ・(具体例) 雨天により工事が中止にされた際、当日朝に電話で中止が連絡されただけで、規定のキャンセル料が払われなかった。
- 2番目が不当な経済上の利益提供要請
 - ・(具体例) 「事故防止費」や「安全協力費」という名目で、毎月の取引額の0.5%の負担を要求され、応じたことがある。
- 以下、取引の対価の一方的決定(発注前の買ったたき)、減額(発注後の値引き)、支払遅延、購入・利用要請
- このほか、書面が交付されない、必要な事項を記載していない書面を交付されたという事例

(令和元年5月29日公取委公表資料を基に作成)

5. 下請法 (1) 目的等

➤ 独占禁止法の特別法

下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定。適用対象や禁止行為等を具体的に定め、違反を迅速に処理。

➤ 平成15年の下請法改正

それまでの適用対象であった製造委託及び修理委託に、情報成果物作成委託及び役務提供委託を追加。ただし、建設工事の下請取引は適用対象から除外。

企業取引研究会報告書(令和6年12月公表)

主な論点について、研究会における解決の方向性は、次のとおり。

- 適切な価格転嫁(買ったたき規制)
一方的に下請代金を決定し、下請事業者の利益を不当に害する行為を規制する必要がある。
- 下請代金の支払条件
手形については、下請代金の支払手段としての使用することを認めない。
- 物流取引
荷主と運送業者に対して物品の運送を委託する取引を新たに下請法の対象取引とする。
- 下請法の適用基準
現行の資本金基準に加えて、従業員基準により事業者の範囲を画していくことが適切である。
- 執行に係る省庁間の連携
事業所管省庁に下請法上問題のある行為について指導する権限を規定する。
- 「下請」という用語
時代の情勢変化に沿った用語に改める必要がある。
- その他下請法の運用
振込手数料を下請事業者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず、下請法違反に当たるとして、解釈を変更して、運用基準に明記すべきである。

(令和6年12月25日公取委公表資料を基に作成)

1. 対象となる取引
2. 親事業者の義務
3. 親事業者の禁止行為
4. 違反行為に対する措置、手続

下請法の適用対象となる下請取引は、

I 取引の内容

II 当事会社の資本金の区分

の2つの要件を満たすもの

I 適用対象となる取引の内容

①製造委託

物品の販売や製造を行う事業者が、規格、品質、形状などを指定して、他の事業者に物品の製造や加工などを委託すること

②修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者に委託すること

③情報成果物作成委託

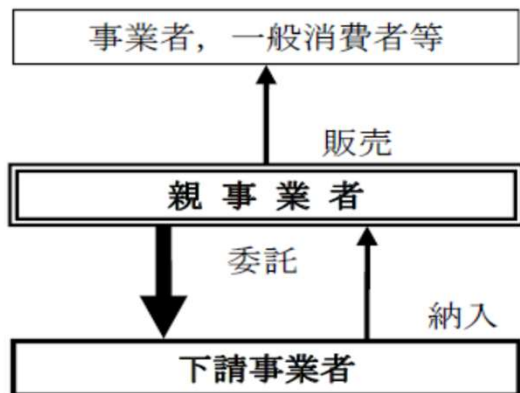
ソフトウェア、映像コンテンツ、デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、仕様や内容等を指定して、他の事業者にその作成作業を委託すること

④役務提供委託

運送やビルメンテナンスなどのサービスの提供を行う事業者が、請け負った業務を他の事業者に委託すること(建設業者が請け負う建設工事は含まない)

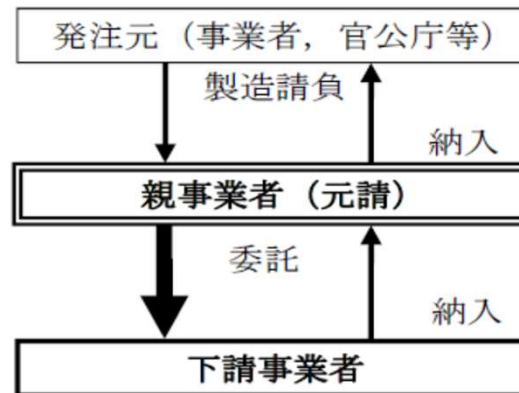
①製造委託

(類型1)



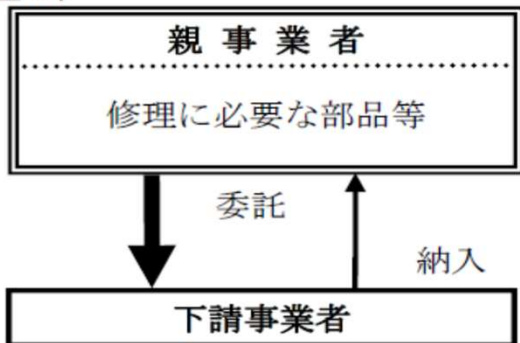
建設資材を販売している業者が、その製造を委託する場合

(類型2)

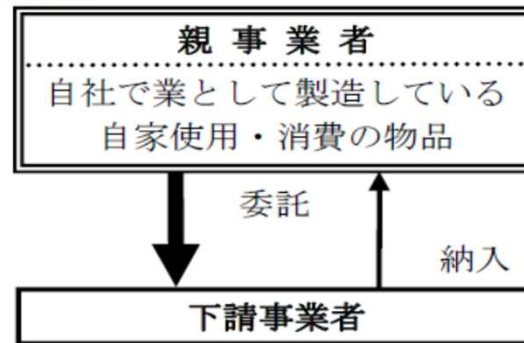


施主から請け負った建設資材の製造を委託する場合

(類型3)



(類型4)



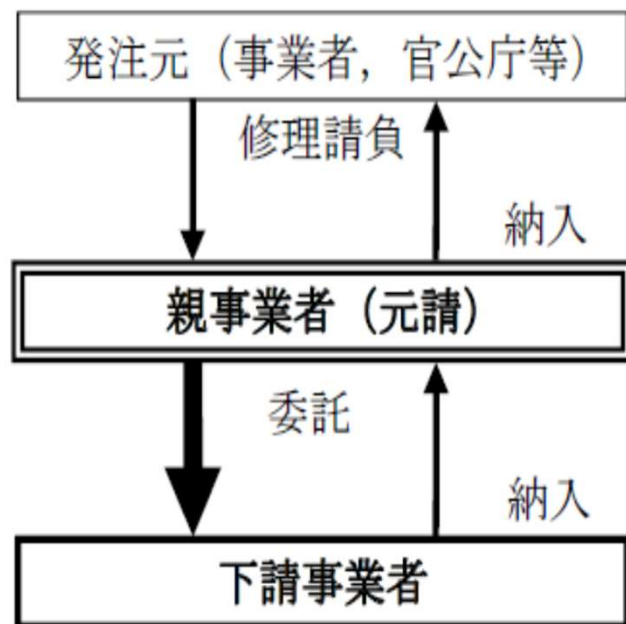
工事に使用する建設資材を自ら製造している業者が、その製造を委託する場合

※ 太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

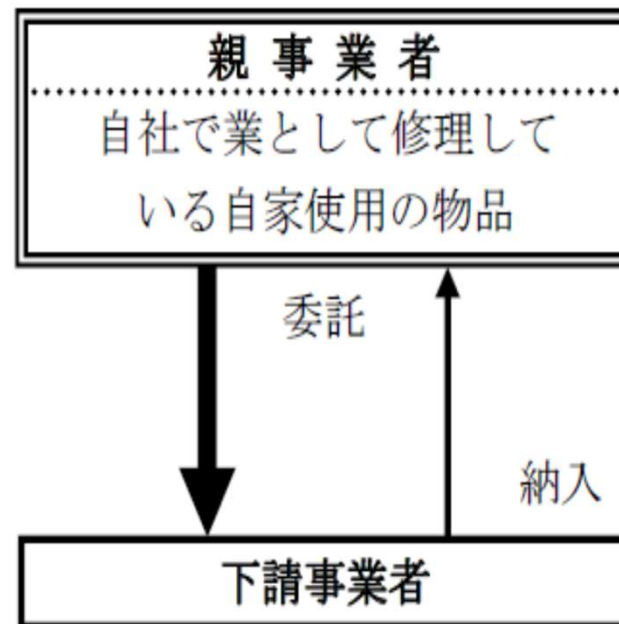
(公取委資料に加筆)

②修理委託

(類型1)



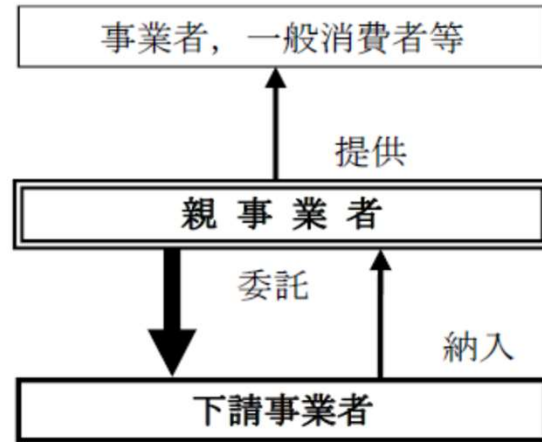
(類型2)



※ 太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

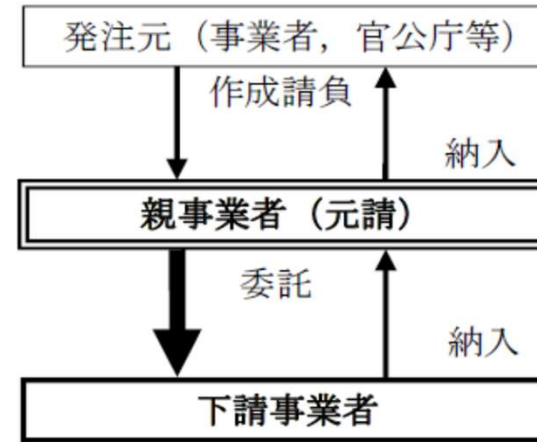
③情報成果物作成委託

(類型1)



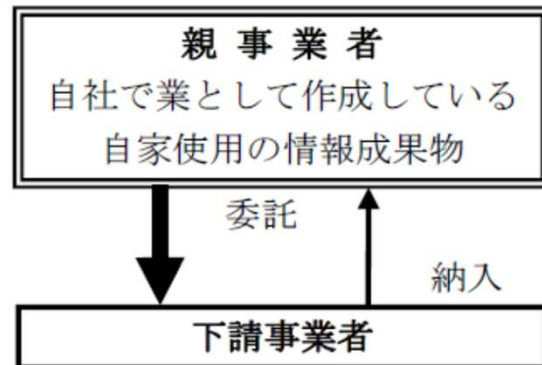
不動産会社が、販売住宅の建築用設計図面の作成を委託する場合

(類型2)



施主から請け負った設計図面の作成を委託する場合

(類型3)



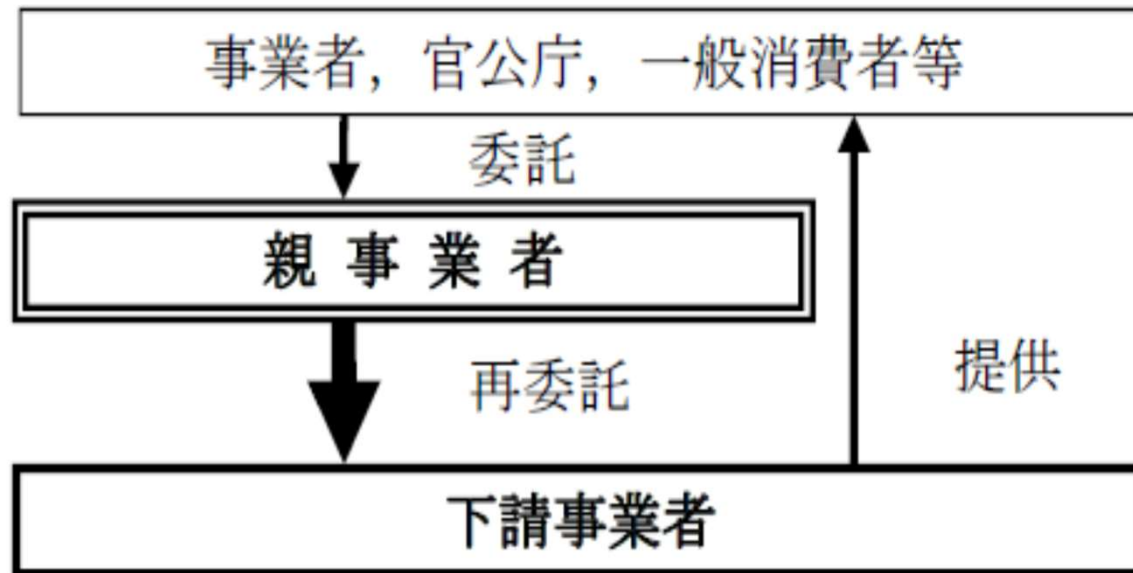
設計図面の作成を自ら行っている業者が、設計図面の作成を委託する場合

※ 太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

(公取委資料に加筆)

④ 役務提供委託

(類型)



施主から委託された
施工管理業務を再委託する場合

※ 太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

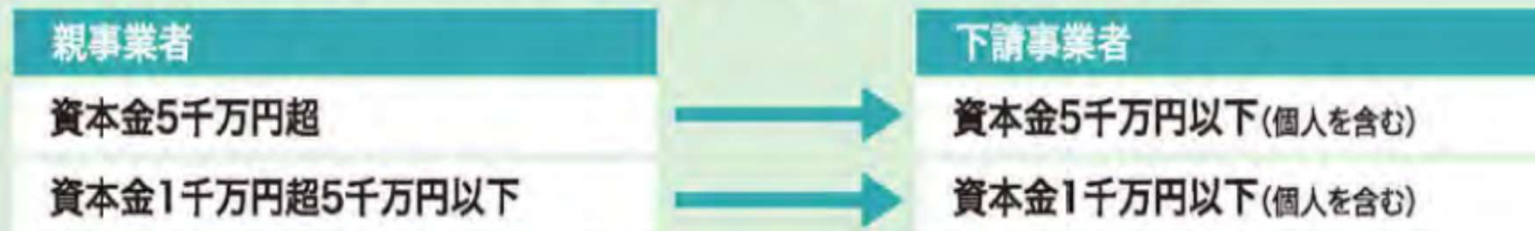
(公取委資料に加筆)

Ⅱ 適用対象となる資本金の区分

- (1) ● 物品の製造委託・修理委託
● 情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)



- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)



* トンネル会社規制あり

(公取委資料に加筆)

(4) 親事業者の義務

「遵守の手引」p27～47参照

1. 発注書面の交付義務(3条書面)

ア 必要記載事項

委託日、給付内容、受領日、受領場所、下請代金の額、支払期日、支払方法等

イ 交付の時期

委託後、直ちに交付

2. 取引に関する書類の作成・保存義務(5条書類)

ア 必要記載事項

委託日、給付内容、受領日、受領した給付内容、受領した日、下請代金の額、支払期日、支払った下請代金の額、支払った日等

イ 2年間保存

3. 支払期日を定める義務

受領日(役務は提供日)から60日以内、かつ、できるだけ短い期間内

4. 遅延利息の支払義務

年率14.6%

発注書面の交付の方法

① 原則的な書面

- 共通事項がある場合

 - 一定期間共通する事項(支払方法等)がある場合

- 算定方法による場合

 - 具体的な下請代金の額を記載することが困難な場合

② 例外的な書面

発注時点で内容が定められないことについて正当な理由がある場合

発注書面の例(原則的な書面)

注 文 書				
				令和〇年〇月〇日
_____ 殿			〇〇〇株式会社	
品名及び規格・仕様等				
納 期		納入場所		検査完了期日
数量(単位)	単価(円)	代金(円)	支払期日	支払方法
○ 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。				

(公取委資料)

発注書面の例（共通事項がある場合）

注文書

令和〇年〇月〇日

_____ 殿

〇〇〇株式会社

品名及び規格・仕様等		
納期	納入場所	
数量(単位)	単価(円)	代金(円)

- ・ 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。
- ・ 支払期日・方法等は現行「支払方法等について」によります。

令和〇年〇月〇日

_____ 殿

〇〇〇株式会社

支払方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾ください。
 なお、御承諾の場合は、御連絡ください。

記

- 1 支払制度 毎月〇日納品締切 翌月〇日払
- 2 支払方法 支払総額〇円未満現金
 " 〇円以上
 - 現金〇%
 - 手形〇% 手形期間〇日
 - 一括決済方式〇%
 - (金融機関名 決済は支払期日から起算して〇日目)
 - 電子記録債権〇%
 - (決済は支払期日から起算して〇日目)
- 3 検査完了期日 納品後〇日
- 4 実施期間 令和〇年〇月〇日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間
 (新たな通知の実施期間の開始日の前日まで)

以上

(公取委資料に加筆)

発注書面の例(算定方法による場合)

注 文 書

令和〇年〇月〇日

_____ 殿

〇〇〇株式会社

品名及び規格・仕様等

納 期	納入場所	検査完了期日
支払期日	支払方法	

○ 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

○ 代金については、別添の単価表に基づき算定された金額に、作成に要した交通費、〇〇費、〇〇費の実費を加えた額を支払います。

パターン	内容等	単価
1	基本作業〇〇	円
2	ランクA技術者	1 H 円
3	ランクB技術者	1 H 円
4	ランクC技術者	1 H 円

支払代金通知書

令和〇年〇月〇日

_____ 殿

〇〇〇株式会社

〇月分の _____ 代金は下記のとおりとなりましたので、通知します。

内 容	単 価	数	代 金

合 計	
消費税等	
支 払 額	

(公取委資料に加筆)

発注書面の例(例外的な書面)

当初書面

注文書		
令和〇年〇月〇日		
_____殿		
〇〇〇株式会社		
品名及び規格・仕様等 品名「〇〇」 詳細仕様は未定(後日交付する「〇〇仕様書」による。)		
納期 未定	納入場所 弊社本社〇〇課	検査完了期日 納品後〇日
代金(円) 未定	支払期日 毎月〇日納品締切 翌月〇日支払	支払方法 全額現金払
<ul style="list-style-type: none"> 未定の事項の内容が定められない理由 ユーザーの仕様が未確定 未定の事項の内容を定めることとなる予定期日 令和〇年〇月〇日 		

補充書面

注文書		
令和〇年〇月〇日		
_____殿		
〇〇〇株式会社		
品名及び規格・仕様等 「〇〇仕様書」のとおり		
納期 令和〇年〇月〇日	納入場所	検査完了期日
代金(円) 〇〇〇〇円	支払期日	支払方法
<ul style="list-style-type: none"> 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。 本注文書は、令和〇年〇月〇日付け注文書の記載事項を補充するものです。 		

(公取委資料に加筆)

(5) 親事業者の禁止事項(概要)

「遵守の手引」p48～70参照

11項目の禁止事項(4条1項・2項)

* 下請事業者の了解(合意)があっても、違法性の認識がなくても違反

- ①受領拒否の禁止
- ②下請代金の支払遅延の禁止
- ③下請代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買いたたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止
- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨割引困難な手形の提供要請の禁止
- ⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

* ①～⑦は、直ちに違反。⑧～⑪は、下請事業者の利益を不当に害する場合に違反

親事業者の禁止事項－1

① 受領拒否

下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、支払期日の経過後、委託した目的物を受領しないこと

○違反事例

- ・建装材の製造を委託していたが、販売先が倒産したため、定められた納期に受領しなかった。
- ・設計図面の作成を委託していたが、製造計画が変更になったとして当該図面を受領しなかった。
- ・他社から納品されたことを理由として受領拒否した。
- ・無理な納期短縮を指示し、期日までに納入できなかったことを理由に受領拒否した。

親事業者の禁止事項－2

② 下請代金の支払遅延

受領日(役務提供日)から60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払わないこと

○違反事例

- ・毎月25日納品締切、翌々月5日支払の制度を採っているため、給付受領後60日を超えて下請代金を支払っていた(制度遅延)。
- ・下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、60日を超えて支払っていた。
- ・支払日が金融機関の休業日に当たってしまい、翌営業日に下請代金を支払っていたが、あらかじめ下請事業者と書面による合意をしていなかった。

親事業者の禁止事項－3

③ 下請代金の減額

下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金を減じること

* 名目・方法等は問わない、あらかじめ合意があったとしても違反

○違反事例

- ・単価引下げの合意前に発注した分について、新単価を遡及適用した。
- ・取引先から値下げ要求があったことを理由に、下請代金を減額した。
- ・下請事業者の希望で一時的に手形払から現金払にした場合に、自社の短期調達金利相当額を超える額を差し引いていた。
- ・振込手数料を下請事業者が負担する旨書面で合意していたが、実際に負担した振込手数料を超える額を差し引いていた。
- ・100円未満の端数を切り捨てることにより、下請代金を減額していた。
- ・建設工事を請け負う親事業者は、施主から請け負った工事現場の警備を委託している下請事業者に対し、「割戻金」として下請代金から一定率を乗じた額を差し引いていた。

親事業者の禁止事項－4

④ 返品

下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、受領後に返品すること

○違反事例

- ・下請事業者から納品された部品を受領し、10か月後に瑕疵があるとの理由で引き取らせた。
- ・一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由に、引き取らせた。

親事業者の禁止事項－5

⑤ 買ったとき

発注時に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること

* 買ったときに該当するかどうかの判断

- ・十分な協議が行われたか
- ・差別的であるか
- ・通常支払われる対価との乖離状況
- ・原材料等の価格動向

○違反事例

- ・納期を短縮したにもかかわらず、通常の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。
- ・建築資材の製造を委託しているが、下請事業者から環境対策に係る法規制に対応するための費用を下請代金の額に含めるよう求められたにもかかわらず、十分な協議をすることなく、一方的に下請代金の額を据え置いた。
- ・下請代金の額を定めずに発注し、納品後に通常の見積価格を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

親事業者の禁止事項－5の2

下請法運用基準の改正

(令和4年1月26日)

次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

- ・労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ・労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引き上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

(令和6年5月28日)

次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。

- ・従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額
- ・給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額

親事業者の禁止事項－6

⑥ 購入・利用強制

正当な理由がないのに、自己の指定する物を強制的に購入させたり、サービスを強制的に利用させること

* 下請取引関係を利用して事実上強制し、下請事業者が拒否できない場合も含む。

○違反事例

- ・発注担当者を通じて、下請事業者が必要としていないにもかかわらず、自社の取引先から購入要請があった自動車の購入を要請し、購入させた。
- ・既に別の保険会社の保険に加入しているにもかかわらず、自社が出資している保険会社が扱っている保険への加入を、度々要請し、加入させた。
- ・3条書面に代えて、インターネットのウェブサイトを利用して発注する方法としたところ、下請事業者に対し、自社が指定する接続サービス提供業者と契約しなければ、今後、製造委託しない旨示唆し、既に契約している業者との契約を解除させ、当該事業者と契約させた。

親事業者の禁止事項－7

⑦ 報復措置

公正取引委員会、中小企業庁に知らせたことを理由として、不利益な取扱い
をすること

親事業者の禁止事項－8

⑧ 有償支給原材料の対価の早期決済

原材料等を自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料等の対価を支払わせたり下請代金から控除すること

親事業者の禁止事項－9

⑨ 割引困難な手形の交付

支払期日までに一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付すること

* 令和6年4月30日 公取委 「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」

令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして指導対象とする。

* 同日 中企庁・公取委から関係団体 「手形等のサイトの短縮への対応について」

下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮するなど、とりわけ、建設工事など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払手段の適正化に努めること。

親事業者の禁止事項－10

⑩ 不当な経済上の利益の提供要請

自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させること

- * 協賛金、従業員派遣の要請等、名目の如何を問わない。
- * 下請事業者の直接の利益にならない場合や、下請事業者の利益を明確にしない場合には、問題となる。

○違反事例

- ・委託内容にない設計図面を無償で提供させた。
- ・委託した取引とは関係のない作業を無償で行わせた。

親事業者の禁止事項－11

⑪ 不当な給付内容の変更・やり直し

下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、受領前に給付内容を変更させたり、受領後にやり直しをさせること

* 必要な費用を負担せずに行う場合に問題となる。

○違反事例

- ・仕様について書面で確認せず、明確な指示を行わなかったにもかかわらず、決められた仕様と異なるとして、無償でやり直しさせた。
- ・発注元から発注が取り消されたことを理由に発注を取り消したにもかかわらず、費用を負担しなかった。

(6) 事件処理の手続・措置－1

「遵守の手引」p71～74参照

1 関係行政機関

(1) 公正取引委員会

(2) 中小企業庁

(3) 当該下請取引に関する事業の所管省庁

2 調査権限

(1) 報告徴収

(2) 立入検査

3 公正取引委員会による勧告・公表

・違反行為の取りやめ、原状回復、再発防止等

・勧告に従って必要な措置をとった場合には、独占禁止法上の措置は採られない。

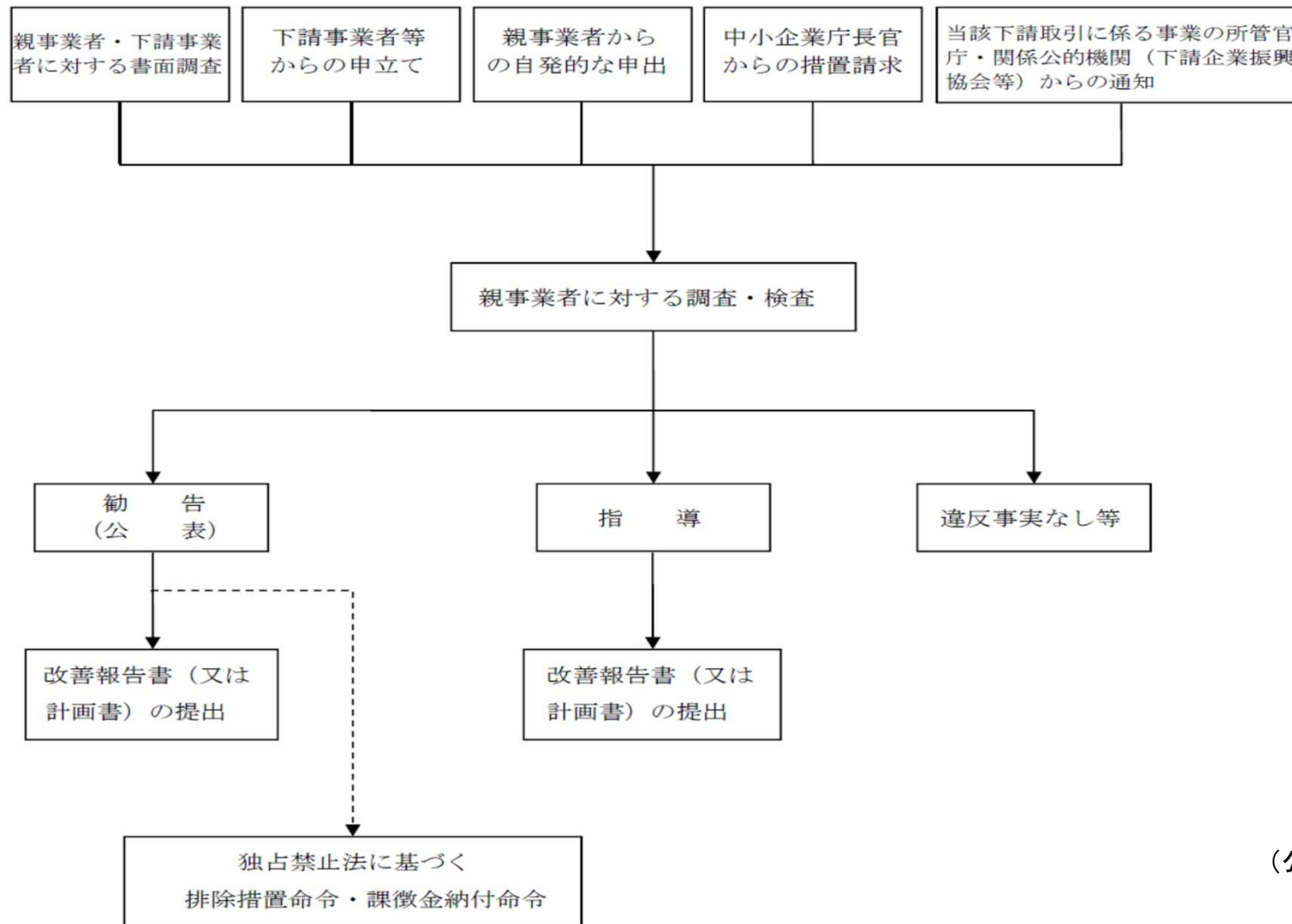
4 罰則

・3条書面の交付義務違反、5条書類の作成・保存義務違反

・報告拒否、虚偽報告、検査拒否

これらの違反行為を行った者(個人)及び会社に対して50万円以下の罰金

事件処理の手続・措置－2



(公取委資料)

(7) 法運用の状況(令和5年度・公正取引委員会)

➤ 調査

- ・書面調査 親事業者8万名、下請事業者33万名
- ・立入検査等

➤ 事件処理

- ・勧告・公表 13件 * 直近10年度で最多
- ・指導 8,268件

➤ 下請事業者が被った不利益の原状回復

- ・減額分の返還、遅延利息の支払等 総額37億2789万円(下請事業者 6,122名)

➤ 自発的申出

- ・39件(自発的申出による原状回復は、総額7770万円)

* 公取の調査着手前に違反行為を自発的に申し出るなど所定の要件を満たす場合には、勧告を行わない(平成20年12月公表)。

建設業関連の勧告事例 — 1

① A社（鋼材・建材の卸売等）に対する勧告（平成30年）

建設業者から請け負う鋼材・建材の製造委託

「割引利息」等として、総額約3641万円を下請代金から減額

⇒減額した金額の支払い、取締役会の決議、下請法の遵守体制の整備等を勧告

② B社（住宅内装金物等の製造）に対する勧告（平成30年）

製造を請け負う住宅内装金物の製造委託

「金利相当額」、「仕入値引」等として、総額約1113万円を下請代金から減額

⇒取締役会の決議、下請法の遵守体制の整備等を勧告

建設業関連の勧告事例 ー 2

③ C社(ユニットハウスの製造販売等)に対する勧告(令和3年)

ユニットハウスに使用する資材の製造委託、建設機械器具の修理委託
「早期支払割引料」として、総額約1911万円を下請代金の額から減額

⇒取締役会の決議、下請法の遵守体制の整備等を勧告

* 下請事業者と書面で合意していたが、合意があっても違反

④ D社(建築資材の製造販売等)に対する勧告(令和6年)

自社が販売する又は製造を請け負う建築資材の製造委託
「仕入割引」、「リベート」として、総額約2320万円を下請代金の額から減額

⇒取締役会の決議、下請法の遵守体制の整備等を勧告

* 下請事業者と書面又は口頭で合意していたが、合意があっても違反

その他の違反事例

1. 買ったとき

・建築部材の製造を下請事業者に委託している卸売会社は、下請事業者に短納期発注を行った際に、納期短縮による下請事業者のコスト増加を考慮せず、下請事業者と十分に協議をすることなく、従来どおりに単価を据え置いていた。

・インフラ関係施設の設備装置等の製造を下請事業者に委託している機器等製造会社は、労務費、原材料価格等のコストが高騰しているにもかかわらず、自らの予算単価のみを基準として、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めていた。

2. フリーランス関連

・設計図の作成を個人事業者の下請事業者に委託している内装工事会社は、「毎月末日納品締切、翌々月1日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。(支払遅延)

・測量図の作成を個人事業者等の下請事業者に委託している建設コンサルタント会社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。(減額)